

資格規定

(管更生技士<下水道>)

令和元年 5 月 14 日

令和元年 11 月 29 日

令和 3 年 7 月 27 日

管更生技士資格制度規定

第1章 総 則

第1条 (名称及び管理者)

本規定は、管更生技士<下水道>資格と称し、管理責任者は一般社団法人 日本管更生技術協会（以下当協会という）である。

第2条 (目的)

下水道（排水施設及び処理施設）における下水道管路施設の管路の計画・調査及び管路の管更生を実施するための調査・設計・施工管理業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力を有する証しとして資格を認定することを目的とし、下記に示す知識・技術を有する者に資格を認定する。

— 記 —

1. 下水道の法令に関する知識を有すること。
2. 下水道（排水施設及び処理施設）の計画・調査・設計に関する知識・技術を有すること。
3. 下水道（排水施設及び処理施設）における下水道管路施設の管路の計画・調査に関する知識・技術を有すること。
4. 下水道（排水施設及び処理施設）における下水道管路施設の管路の管更生を実施するための調査・設計・施工に関する知識・技能を有すること。
5. 下水道管路施設に係る業務に関し、実務経験を有すること。
6. 計画・調査については、「流域別下水道整備計画総合計画指針と解説」国土交通省水管理・国土保全局下水道部（2015年1月）、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」国土交通省 農林水産省 環境省（2014年1月）、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」国土交通省水管理・国土保全局下水道部 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部（2015年11月）等に関する知識と、設計については、「下水道施設計画・設計指針と解説」、「下水道施設の耐震対策指針と解説」公益社団法人日本下水道協会 等に関する知識を有すること。
7. 設計業務における実務経験とは、「下水道用設計標準歩掛表 第3

卷（設計委託）」公益社団法人日本下水道協会に記載された業務を言う。

8. 管更生工法の設計及び更生管の特性に関する知識を有すること。
9. 管路崩壊のメカニズムと管更生技術の適用に関する高度な知識を有すること。
10. ISO11295 規格に記載される工法を理解し、現場条件に即した管更生の調査・設計・施工管理業務を実施できる知識・技術を有すること。
11. 下水道管路施設の管路の計画・調査及び管路管更生の調査・設計・施工管理を実施するために必要とされる建設業法等の関連法令の知識を有すること。

第3条 （認定）

当協会が実施する資格試験合格者に、代表理事が管更生技士<下水道>資格を認定する。

第4条 （資格者の責務）

本資格取得者は、下水道管路施設における管路の計画・調査及び管路の管更生を実施するための調査・設計・施工管理業務等、下水道管路施設の維持管理及び管路施設の再生のために実施する管更生においてあらゆる業務で中心的責務を担う。

第2章 組 織

第5条 （JPR 資格試験制度委員会）

本規定の活動組織は、代表理事のもとに JPR 資格試験制度委員会（以下、資格委員会という）を置くものとする。

資格委員会のメンバーは、当協会の理事及び管更生技士資格習得者、及び当協会に属さない学校教育法に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者より代表理事が選任し、本人もしくは委嘱自治体の受託確認をもって結成される（別途、資格試験制度委員会規程参照）。

第3章 試験及び資格者証

第6条 (試験の方法と認定)

- 1次試験は筆記(択一選択)試験とする。
- 2次試験は筆記(択一選択と計算及び経験論文)試験とする。

試験合格者は、合格通知後、良好な健康状況を証するため及び不適合要件に該当しないことを証するために、当協会に不適合要件の誓約書、運転免許証の写し、または健康に関する自己申告書を提出し、確認後合格証書、資格者証が発行され認定される。

第7条 (資格者の登録不適合要件)

1. 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることが無くなった日から二年を経過しない者
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条、第二百四十七若しくは第二百六十一条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)
4. 第十一条の規定により第二条の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
5. 正常な判断ができる健康状態でない者

第8条 (有効期限と更新及び登録の抹消)

- ① 合格通知後の合格証の期限は無期限とする。
- ② 資格者証の有効期限は5年とする。
- ③ 資格者証の更新は5年間に於いて1物件以上の計画・調査・設計・施工管理業務を行い、原則毎年1回以上、JPR管更生研修会(第5章に示す)を受講すること。
- ④ 不適合要件に該当しないことを証するため、不適合要件の誓約書の提出を必須とする。
- ⑤ 良好な健康状況を証するため、運転免許証の写し、または健康に関する自己申告書の提出を必須とする。
- ⑥ 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合

には資格委員会で審議して不良・不適格な者と判断された場合は代表理事が登録を抹消する。

第9条 (試験の出題)

本規定における資格試験出題は下記に示すテキスト、法令、マニュアル、資料等から選出される。

— 記 —

- ① 「下水道管きょ更生施工管理技士テキスト」「圧力管路更生施工管理技士テキスト」(一社)日本管更生技術協会(2016年4月)、「管更生技士テキスト」(一社)日本管更生技術協会(2019年7月)
- ② 「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」「下水道施設の耐震対策指針と解説-2014年版-」「下水道施設計画・設計指針と解説-2019年版-」(公社)日本下水道協会
- ③ 「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」(平成27年 国交省)「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(平成26年 国交省・農水省・環境省)「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」(平成27年 国交省)
- ④ 関連法令等
 - 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年 法律第18号)
 - 環境基本法(平成5年 法律第91号)
 - 労働基準法(昭和22年 法律第49号)
 - 消防法(昭和23年 法律第186号)
 - 建設業法(昭和24年 法律第100号)
 - 火薬類取締法(昭和25年 法律第149号)
 - 道路運送車両法(昭和26年 法律第186号)
 - 道路法(昭和27年 法律第180号)
 - 下水道法(昭和33年 法律第79号)
 - 道路交通法(昭和35年 法律第105号)
 - 河川法(昭和39年 法律第167号)
 - 労働安全衛生法(昭和47年 法律第49号)
 - 下水道法施行令(昭和34年 政令第147号)
 - 下水道法施行規則等(昭和42年 建設省令第37号)
- ⑤ ISO11295 規格
- ⑥ JPR 管更生研修会テキスト(過去3年以内)

第10条 (受験資格及び申し込み)

① 受験資格

管更生の計画・調査・設計・施工管理業務経験を1件以上、有する者。

② 申し込み方法

当協会ホームページに掲載される実施案内及び受験申込書をダウンロードし、所定の期日までに必須事項を記入した受験申込書を本部事務局に郵送するとともに受験手数料を納付する。

第11条 (試験の開催)

本規定による資格試験の開催は、年1回とし全国1箇所で開催される。

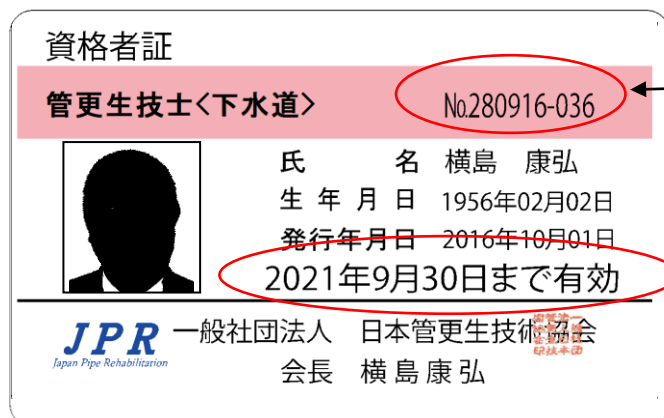
ただし、資格委員会の決議により追加開催できるものとする。

資格試験開催予定内容は年度初めに新聞や当協会ホームページ及び当協会作成ポスター等で開示する。

第12条 (資格者証)

下記に資格者証の記載内容を示す。

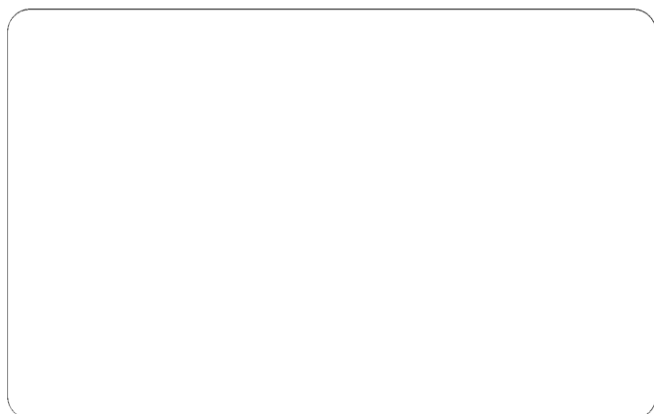
(表)



資格者証番号

有効期限

(裏)



管更生の計画・調査・設計・施工管理研修会テキストを作成した場合は、その書面に氏名・登録 No. を記載し、作成者印を押印する。研修会・講習会・施工指導を実施する場合は、名札に登録 No. を記載し、資格者証は常に携帯するものとする。資格者証表面は本人確認及び有効期限を示す。

第 5 章 JPR 管更生研修会

第 1 3 条 (JPR 管更生研修会)

JPR 管更生研修会を全国各地で開催する。必須地区は、東京・名古屋・大阪・福岡・札幌とする。

第 1 4 条 (JPR 管更生研修会開催のお知らせ)

JPR 管更生研修会開催のお知らせは、JPR ホームページ及び、下水道協会誌に 1 年の予定を掲載する。また他の開催通知は新聞、FAX 等で関係者に知らせる。